

別表2 (第8関係)
2次検査の方法

種苗の種類	植物の種類	検査の種類	検査の数量	対象検査有害動植物等	検査の方法
草花、野菜、樹木、牧草、特用作物等の種子	(1) 左に掲げる全ての種子	菌核、麦角等検査	20,000粒	菌核、麦角	必要に応じ拡大鏡を使用して、麦角又は菌核を選出すること。
				土	土を選出すること。
	(2) あずき、いんげんまめ	ブロッター検査	300粒	インゲン炭そ病菌、インゲン根腐病菌、エンドウ褐紋病菌	ブロッター検査を実施すること。
	(3) てんさい				
	(4) ふだんそう属	外観検査、遠心分離法	3,000粒	<i>Uromyces betae</i>	外観検査及び遠心分離法により胞子を検出すること。
	(5) とうもろこし			<i>Claviceps gigantea</i>	麦角を選出すること。
	(6) だいず、とうもろこし、えぞむぎ属、おおむぎ属、かもじぐさ属、こむぎ属、らいむぎ属			コムギ網なまぐさ黒穂病菌、コムギ丸なまぐさ黒穂病菌、ダイズベト病菌、トウモロコシ黒穂病菌	り病種子を選出すること。
(7) あふりかひげしば、いね（栽培用の玄米を含む。）、えびすぐさ、ギネアキビ、きゅうり、くさよし、ささげ、すいか、だいず、チモシー、てんさい、パセリ、パパイヤ、バヒアグラス、ふじまめ、ペレニアルライグラス、ゆうがお、らいむぎ、らっかせい、よし、 <i>Cymbopogon flexuosus</i> 、 <i>Digitaria ciliaris</i> 、 <i>Paspalum scrobiculatum</i> 、 <i>Phleum phleoides</i> 、 <i>Sesleria varia</i> 、 いんげんまめ属、 うしのけぐさ属、 えのころぐさ属、 おおむぎ属、おひしば属、かぼちゃ属、 かもがや属、	外観検査、ブロッター検査		イネすじ葉枯病菌、コムギ・カラスムギ赤かび病菌、コムギふ枯病菌、スイカ炭そ病菌、テンサイ褐斑病菌、 <i>Botryosphaeria festucae</i> 、 <i>Cercospora demettrioniana</i> 、 <i>Cochliobolus victoriae</i> 、 <i>Drechslera bisepitata</i> 、 <i>Elsinoë phaseoli</i> 、 <i>Stenocarpella macrospora</i> 、 <i>Stenocarpella maydis</i> 、	り病種子を選出し、必要に応じ、変色種子が認められた場合ブロッター検査を実施すること。	

<p>かもじぐさ属、からすむぎ属、こむぎ属、すげ属、たぬきまめ属、とうもろこし属、なぎなたがや属、ぬかすすぎ属、ぬかぼ属、ぬまがや属、もろこし属、<i>Microlaena</i> spp.、<i>Tetrarrhena</i> spp.</p>	
<p>(8)いとすぎ属、なでしこ属</p>	
<p>(9)いね（栽培用の玄米を含む。） 、いんげんまめ、えんどう、とうがらし、とうもろこし、ピーマン</p>	
<p>(10)おおむぎ</p>	
<p>(11) アメリカオオモミ、アメリカツガ、アメリカミヤマゴヨウ、アルジェリアモミ、うつくしもみ、かくばもみ、ギリシャモミ、コーカサスモミ、コバノバルサムモミ、コロラドモミ、シベリアモミ、スペインモミ、ちょうせんしらべ、ドイツトウヒ、ノーブルモミ、バルサムモミ、べいまつ、ミヤマバルサム、モンテレーマツ、ヨーロッパモミ、<i>Abies bornmuelleriana</i>、<i>Abies duranensis</i>、<i>Abies fargesii</i>、<i>Abies kawakamii</i>、<i>Abies nebrodensis</i>、<i>Abies vejarii</i></p>	

<p><i>Alternaria dianthicola</i>、<i>Seiridium cardinale</i></p>	<p>変色種子を選出し、これに加えて無作為に選出した400粒についてプロッター検査を実施すること。</p>
<p>イネごま葉枯病菌、イネばか苗病菌、エンドウ褐紋病菌、トウガラシ炭そ病菌、トウモロコシごま葉枯病菌</p>	<p>変色種子が認められた場合プロッター検査を実施すること。</p>
<p><i>Ramularia collo-cygni</i></p>	<p>変色種子を選出し、これに加えて無作為に選出した460粒についてプロッター検査を実施すること。</p>
<p><i>Neonectria neomacrospora</i></p>	<p>り病種子を選出すること。必要に応じ、無作為に選出した460粒についてプロッター検査を実施すること。</p>

(12)こむぎ属	外観検査、プロッター検査、培養検査
(13)おおかにつり、おおすずめのてっぽう、オーチャードグラス、くしがや、しらげがや、チモシー、なぎなたがや、ぬかすすき、ひげがや、らいむぎ、 <i>Agropyron cristatum</i> 、 <i>Alopecurus geniculatus</i> 、 <i>Calamagrostis boladeri</i> 、 <i>Danthonia californica</i> 、 <i>Deschampsia cespitosa</i> 、 <i>Glyceria borealis</i> 、 <i>Psathyrostachys juncea</i> 、 <i>Pseudoroegneria spicata</i> 、 <i>Thinopyrum intermedium</i> 、 いちごつなぎ属、 うしのけぐさ属、 えぞむぎ属、おおむぎ属、すずめのちゃひき属、どくむぎ属、ぬかぼ属	外観検査、遠心分離法、培養検査
(14)らいまめ	外観検査、プロッター検査、培養検査、遠心分離法
(15)らいこむぎ、こむぎ属	外観検査、遠心分離法

<i>Alternaria triticina</i>	変色種子を選出し、これに加えて無作為に選出した400粒についてプロッター検査を実施すること。分生子が検出された場合、培養検査を実施すること。
<i>Gloeotinia temulenta</i>	変色種子を選出し、これに加えて無作為に選出した400粒について遠心分離法により分生子の検出を行うこと。分生子が検出された場合、培養検査を実施すること。
<i>Phytophthora phaseoli</i>	変色種子についてプロッター検査を行い、隔膜のない菌糸が認められた場合、培養検査を実施すること。併せて遠心分離法により卵胞子を検出すること。
<i>Tilletia indica</i>	り病種子を選出すること。必要に応じ、遠心分離法により黒穂胞子の検出を行うこと。

(16) すいしゃせとがや、とうじんびえ、 <i>Andropogon sorghi</i> 、とうもろこし属、もろこし属			モロコシしらが病菌	未乾燥種子の場合遠心分離法により卵胞子等を検出すること。
(17) らっかせい			<i>Thecaphora frezii</i>	り病種子を選出すること。必要に応じ、無作為に選出した460粒について遠心分離法により黒穂胞子の検出を行うこと。
(18) きゅうり、シトルルス・アマルス、すいか、せいやかぼちゃ、せいやかぼちゃ及びにほんかぼちゃの交雑種、とうがん、にがうり、にほんかぼちゃ、ペポかぼちゃ、メロン、ゆうがお	エライザ法検査、遺伝子診断法検査	1,000粒 (遺伝子診断法検査において生菌確認検査を行う場合は、更に1,000粒)	スイカ果実汚斑細菌病菌	エライザ法検査又は遺伝子診断法検査を実施すること。
(19) ひよこまめ	外観検査、培養検査	3,000粒	<i>Didymella rabiei</i>	り病種子を選出すること。必要に応じ、培養検査を実施すること。
(20) アメリカカラマツ、ヒマラヤスギ、とうひ属			<i>Sirococcus conigenus</i>	種鱗が付いていない場合、無作為に選出した400粒について培養検査を実施すること。種鱗が付いている場合、必要に応じ、培養検査を実施すること。
(21) らっかせい			<i>Aphelenchoides arachidis</i> 、 <i>Ditylenchus africanus</i>	変色種子を選出し、これに加えて無作為に選出した400粒についてベルマン法検査を実施すること。

(22) えんどう、がらすまめ、きばなのはうちわまめ、スイートピー、だいず、はうちわまめ、ひよこまめ、ひらまめ、むらさきうまごやし、そらまめ属	ロート・浮遊法検査	ふるい別検査（1次検査）により採取された塵埃等の全量	<i>Heterodera goettingiana</i>	ふるい別検査による1次検査で塵埃等が認められた場合、ロート・浮遊法検査を実施すること。
(23) あかぎ属、あぶらな属、だいこん属、ふだんそう属、ほうれんそう属			<i>Heterodera schachtii</i>	
(24) あわ、いね、えんぱく、おおむぎ、こむぎ、スーダングラス、テオシント、とうもろこし、もろこし			<i>Heterodera zeae</i>	
(25) にんじん属、やぶじらみ属			<i>Heterodera carotae</i>	
(26) おおうしのけぐさ、おにうしのけぐさ、なぎなたがや、どくむぎ属	外観検査、直接分離法検査	30g	<i>Anguina funesta</i>	ゴール等が認められた場合、直接分離法検査を実施すること。
(27) 上記(2)から(26)まで以外の種子	拡大鏡検査	3,000粒	黒穂、ゴール、シスト、変色種子等	倍率3倍以上の照明付き拡大鏡を使用して検査すること。変色種子等については、必要に応じてプロッター検査を行うこと。
(28) からまつ、しらびそ、すぎ、つげ、ひのき、ばら属及びまめ科の牧草種子	透視検査、破碎検査	30g	アルファルファタネコバチ、カラムツタネコバチ、バラノミオナガコバチ等の検疫有害動物	軟エックス線透視装置を用いて、供試種子10gを3回に分けて検査すること。又は、破碎検査を行うこと。

- (注) (1) 検査の種類には必要に応じ、任意の検査方法を行うこともできる。
(2) この表の拡大鏡検査に供する種子は、1次検査において抽出した各梱から均等に集取するものとする。
(3) 検査技術の詳細は、「輸入種子検疫検査指標」として横浜植物防疫所長が定めるものとする。